

しょう 障害の 有無にかかわらず だれ 誰もが とも 共に 暮らしやすい 三重県 づくり 条例



ねん がつ にちぜんめん しこう
2019年4月1日全面施行
ねん がつ にちいち ぶ かいせい
(2024年4月1日一部改正)

この条例は、しょう 障害の 有無にかかわらず、お互いに 人格と個性を 尊重し 合いながら 共に 暮らしやすい 社会（共生社会）を めざして 制定されました。私たち一人ひとりが、条例のめざす 共生社会の 実現に向けて 取り組んで いきましょう。



条例の目的



この条例は、すべての県民のみなさんが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現することをめざしています。

対象となる「障がい者」は？

この条例に書いてある「障がい者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。



身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます）、難病に起因する障がいのある人、その他の心や体のはたらきに障がいのある人で、障がいおよび社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって、継続的または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。



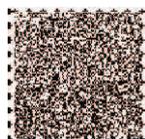
この条例における「障がい者」の定義は、「社会モデル」の考え方に基づいています。

障がいの「社会モデル」

「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活等で受ける制限は、機能障がい（心や体のはたらきの障がい）のみによって生じるものではなく、社会におけるさまざまなバリア（社会的障壁）との相互作用によって生じるものであるという考え方です。



たとえば、車いすを使用している人が建物を利用しづらいと感じるのは、体の機能障がいだけでなく、段差があったり、エレベーターがないといった建物の状況（社会の側）に原因があるとする考え方です。



従来、障がいのある人が受ける制限は、機能障がいのみによって生じるものである（医学モデル）と考えられてきました。

社会的障壁

「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁（バリア・困りごと）となるようなものをいい、たとえば次のようなものがあります。



施設や設備

歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差などの物理的な障壁

慣習や文化

音声案内、点字、手話通訳、字幕放送等、わかりやすい表示がないことなどによる文化・情報面での障壁

制度

障がいのあることを理由に資格や免許等の付与を制限するなどの制度的な障壁

考え方や偏見

人々の無関心や障がいのある人を保護されるべき存在としてとらえるなどの意識上の障壁（心の壁）



障がいを理由とする差別を解消するために

条例では、障がいを理由とする差別を解消するため、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的な配慮」、「環境の整備」について定めています。

社会的障壁を取り除くためには、「不当な差別的取扱いの禁止」はもちろんのこと、積極的な「環境の整備」に努め、対話を通じた「合理的な配慮」を行うことが必要です。



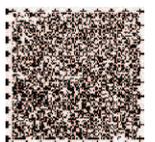
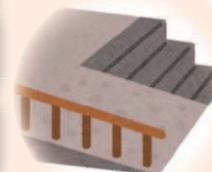
社会的障壁



合理的な配慮

環境の整備

不当な差別的取扱いの禁止



「不当な差別的取扱いの禁止」と

「合理的な配慮の提供」が求められています



条例では、障害者差別解消法と同様の考えに立ち、行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別の禁止を定めています。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的な配慮の提供	法的義務	法的義務

※「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、個人事業者や非営利事業者なども「事業者」に含まれます。
 ※事業者の「合理的配慮の提供」は、令和6年4月1日から「法的義務」になりました。

「不当な差別的取扱い」の禁止

この条例では、三重県や県内の市町等の役所や、会社やお店等の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人には付けられない条件を付けることなどが禁止されています。

具体例

盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、「他のお客様の迷惑になるので、別の時間にきてください」と言われ、入店を制限された。



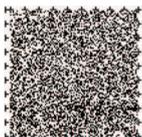
「障がいのある人は保護者や介助者が一緒でないとサービスを提供しない」と言われた。



障がいのあることを理由に、不動産の仲介を断られた。



正当な理由があると判断した場合であっても、障がいのある人にその理由を説明するとともに、理解を得るよう努めることが必要です。



「合理的な配慮」の提供

「合理的な配慮」は、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、負担が重すぎる理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが必要です。

※本人が自らの意思を表明することが困難な場合には、家族などが本人を補佐して意思を伝えることもできます。

具体例

視覚障がいのある人からの申し出に応じて、タッチパネルの操作を代わりに行った。



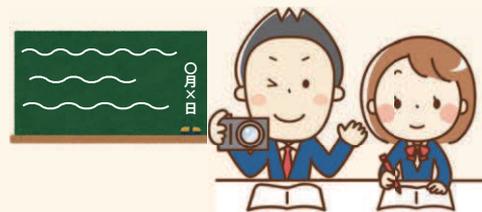
窓口で、聴覚障がいのある人からの申し出に応じて、筆談で対応した。



車いすを使用している人からの申し出に応じて、高いところにある商品を代わりに取り出した。



学習障がいがあるため「黒板を書き写すことが苦手」との申し出に応じて、板書をカメラで撮影することを認めた。



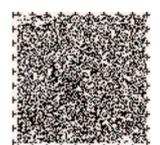
「人が多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。



視覚障がいのある人からの申し出に応じて、レストランのメニューを読み上げて説明した。



「合理的な配慮」は差別を回避し、障がいのある人の基本的人権を守るために必要で適当な変更や調整であって、「恩恵的」に行われるものではありません。



環境の整備

行政機関等や事業者は、障がいのある人からの意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去のため、施設の改善や設備の整備、研修等の「環境の整備」に努めることとされています。

具体例

車いすを使用する人が移動できるように建物の入口にスロープを設置した。



障がいのある人への対応について研修会を開催した。



聴覚障がいのある人が連絡できるようにFAX番号とメールアドレスを記載した。

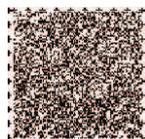


県では、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進しています。

障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策

条例では、障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めています。

- 障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援
- 教育（障がいの有無にかかわらず共に教育を受けられるようにするとともに、障がいのある人に対する理解および社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育の推進）
- 就労の支援にかかる情報の共有等
- 情報の利用におけるバリアフリー化等
- 災害時等における支援
- 選挙等における投票の支援
- 啓発活動（障がいのある人に対する理解および社会的障壁の除去の重要性に対する理解や障がいのある人自らの権利等に関する啓発活動）



「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」は、障害者基本法などに基づく施策と一体のものとして総合的に、策定・実施することとしています。

相談員 設置 相談員の設置

条例では、障がい者を理由に不当な差別的取扱いを受けたり、合理的な配慮がなされなかったなどの差別事案に関する相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、障がい者を理由とする差別の解消に関する知識や経験をもつ「相談員」を置くこととしています。

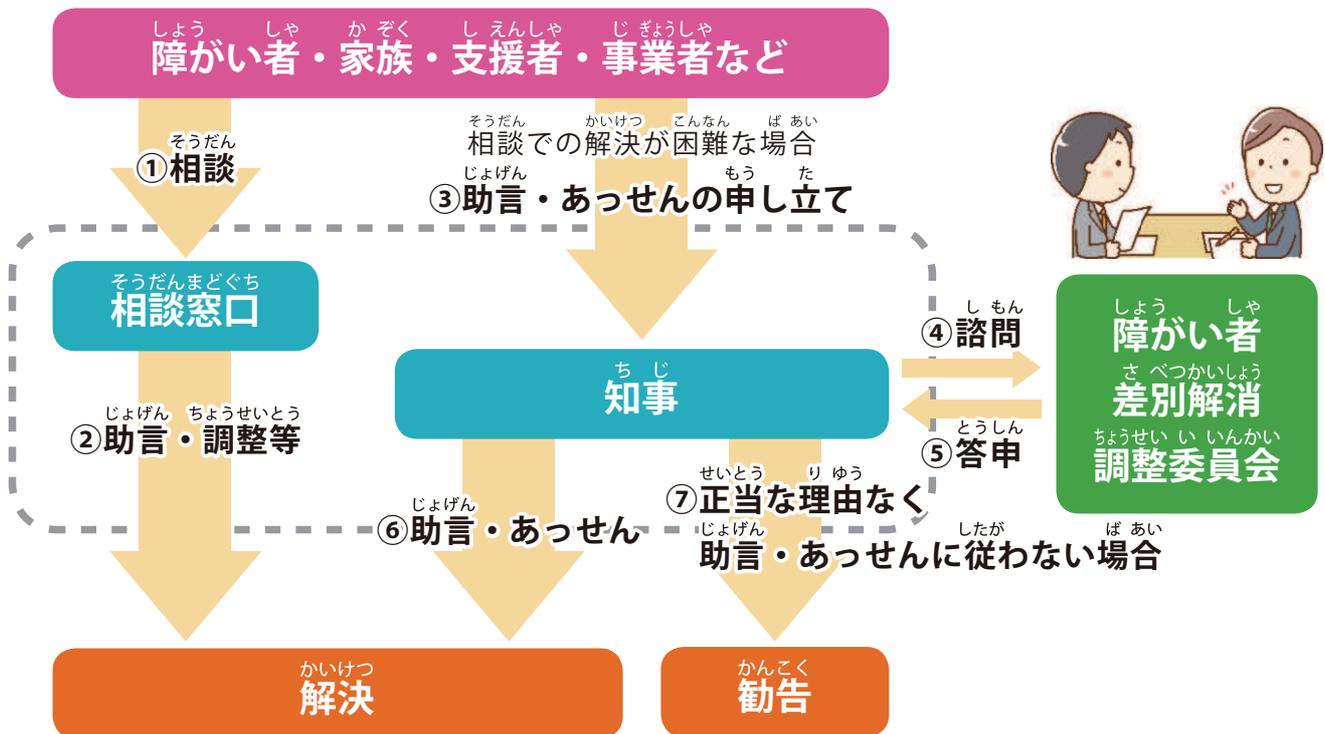


助言・あっせんの申し立て



相談後も差別事案の解決が期待できないときは、知事に対して助言・あっせんの申し立てをすることができます。

また、助言・あっせんに従わないことに正当な理由がないと認められる場合、知事は必要な措置をとるよう勧告することができます。



「あっせん」とは、当事者の間に公平・中立な第三者が入って、お互いの主張を確かめ、事案に応じた解決案を双方に示すことで、問題の解決を図る制度です。

音声コード Uni-Voice

音声コード Uni-Voice は、スマートフォン・タブレット用の無料アプリを使用することで、文字情報をテキスト表示と音声読み上げで提供できます。



こま 困ったときは・・・

しょうがいを理由に不当な差別的取扱いを受けたり、合理的な配慮がなされなかったときは、こちらの窓口にご相談ください。また、会社やお店などの事業者の方からの合理的な配慮の提供に関するご相談も受け付けています。



そうだんまどぐち
相談窓口

み え けん こ ふくし ぶ しょう ふくし か
三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課

でん わ ふあつくす
電話 059-224-2274 FAX 059-228-2085

メール shoho@pref.mie.lg.jp



がっこうきょういくぶん や
学校教育分野
における相談

み え けん きょういく い いんかい じ む きょく じんけんきょういく か
三重県 教育委員会事務局 人権教育課

でん わ ふあつくす
電話 059-224-2745 FAX 059-224-3023

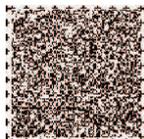
メール jinkyoui@pref.mie.lg.jp

※ 受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始の休日を除く）午前8時30分から午後5時15分

ほか そうだんまどぐち その他の相談窓口

お住いの市町の障がい福祉担当部署などにも相談窓口が設置されています。

市町名	相談窓口	電話番号	市町名	相談窓口	電話番号
津市	障がい福祉課	059-229-3157	木曾岬町	福祉課	0567-68-6104
四日市市	障害福祉課	059-354-8527	東員町	地域福祉課	0594-86-2804
伊勢市	高齢・障がい福祉課	0596-21-5558	菰野町	健康福祉課	059-391-1123
松阪市	障がい福祉課	0598-53-4082	朝日町	保険福祉課	059-377-5659
桑名市	障害福祉課	0594-24-1171	川越町	福祉課	059-366-7116
鈴鹿市	障がい福祉課	059-382-7626	多気町	健康福祉課	0598-38-1114
名張市	障害福祉室	0595-63-7591	明和町	福祉総合支援課	0596-52-7115
尾鷲市	福祉保健課	0597-23-8203	大台町	福祉課	0598-82-3783
亀山市	地域福祉課	0595-84-3313	玉城町	保健福祉課	0596-58-7373
鳥羽市	健康福祉課	0599-25-1183	度会町	保健こども課	0596-62-2413
熊野市	福祉事務所	0597-89-4111	大紀町	健康福祉課	0598-86-2216
いなべ市	障がい福祉課	0594-86-7816	南伊勢町	子育て・福祉課	0599-66-1114
志摩市	地域福祉課	0599-44-0283	紀北町	福祉保健課	0597-46-3122
伊賀市	障がい福祉課	0595-22-9657	御浜町	健康福祉課	05979-3-0515
			紀宝町	福祉課	0735-33-0339



ほか
その他、
どうじしゃだんたいどう
当事者団体等による相談窓口は

み え けん しょう しゃ さ べつ かい しょう
三重県 障がい者差別解消

けんさく
検索